

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第8号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(加算額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>13,000円</u></p> <p>(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>2万円</u></p> <p>(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>26,000円</u></p> <p>(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>33,000円</u></p> <p>(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>38,000円</u></p> <p>(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>43,000円</u></p> <p>(8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>48,000円</u></p> <p>(9) <u>2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満</u> <u>53,000円</u></p> <p>(10) <u>2,500キロメートル以上</u> <u>58,000円</u></p>	<p>(加算額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第10条の2第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>12,000円</u></p> <p>(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>18,000円</u></p> <p>(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>24,000円</u></p> <p>(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>3万円</u></p> <p>(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>35,000円</u></p> <p>(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>4万円</u></p> <p>(8) 1,500キロメートル以上 <u>45,000円</u></p>
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) <u>次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基</u></p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと（以下この号</u></p>

準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと。

(2)～(6) 略

(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「第1項各号に掲げる者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（第1項各号に掲げる者であった者にあつては、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）

(8) 略

附 則

1 略

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第55号）附則第16項の規定により読み替えられた給与条例第10条の2第2項に規定する3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、26,000円とする。

及び第7号において「復帰」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰の直前の住居から当該復帰の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

(2)～(6) 略

(7) 第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「第1項各号に掲げる者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は復帰に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は復帰」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（第1項各号に掲げる者であった者にあつては、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）

(8) 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

2 職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4節の2の節名を次のように改める。

第4節の2 住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給

第20条第1項中「及び通勤手当」を「、通勤手当及び単身赴任手当」に改め、同条第2項中「通勤手当」を「住居手当、通勤手当及び単身赴任手当」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(住居手当に関する規則の一部改正)
- 2 住居手当に関する規則(昭和49年香川県人事委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 給与条例第9条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、<u>単身赴任手当に関する規則(平成2年香川県人事委員会規則第7号)第5条第3項に該当する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)</u>で、<u>同規則第5条第3項に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年香川県条例第5号)第2条第1項の規定による派遣又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年香川県条例第47号)第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰)の直前の住居であつた住宅(県が設置する公舎及び職員住宅並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。)</u>又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 給与条例第9条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、<u>単身赴任手当に関する規則(平成2年香川県人事委員会規則第7号)第5条第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年香川県条例第5号)第2条第1項の規定による派遣又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年香川県条例第47号)第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰)の直前の住居であつた住宅(県が設置する公舎及び職員住宅並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。)</u>又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>